資力にかかる審査基準（案）

　大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例では、第11条第1項第2号の許可基準で、「申請者が、申請に係る土砂埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。」と規定しており、同条例施行規則で「土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書」（規則様式第4号（第8条関係））等を申請書に添付することとしています。

　審査基準、提出書類は以下のとおりです。

□審査基準

　（１）防災のための施設の設置工事に要する経費について、必要な資金を確保できること。

　　・規則で定める資金調達計画書において、（ア）≧（イ）

　　　となっていること。

（ア）「防災のための施設の設置工事に要する経費に係る資金調達方法」欄の金額合計

（イ）「防災のための施設の設置工事に要する経費」の金額

（２）法人税等の滞納をしていないこと。

最近一事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面により確認

　　　　　※上記については、申立書や追加資料で補填することができる。

　　　　　　（例えば、納税証明書に手形による納付受託中である旨の記載があるものは、未納がない証明書と同様の効力を有することなど 等）

□提出書類（土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第8条第3項第22号関係）

　①土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（様式第4号）

②最近一事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面

　③法人にあっては最近一事業年度の確定申告書の写し及び財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）、個人にあっては前年分の確定申告書の写し

　④資金を自己資金で調達する場合にあっては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書面又はこれに類する書類、借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証明する書面

　　注：経費等の根拠となる資料の添付をお願いします。